

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成30年 5 月 7 日	
【会社名】	株式会社 I G ポート	
【英訳名】	IG Port, Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石川 光久	
【本店の所在の場所】	東京都武蔵野市中町二丁目 1 番 9 号	
【電話番号】	0422 - 53 - 0257	
【事務連絡者氏名】	管理担当執行役員 栗本 典博	
【最寄りの連絡場所】	東京都武蔵野市中町二丁目 1 番 9 号	
【電話番号】	0422 - 53 - 0257	
【事務連絡者氏名】	管理担当執行役員 栗本 典博	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	282,217,600円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	120,400株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 平成30年5月7日(月)開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集(以下「本募集」という。)は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式を処分する方法により行われるものであり(以下「本自己株式処分」という。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	120,400株	282,217,600	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	120,400株	282,217,600	-

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
2,344	-	100株	平成30年5月23日(水)	-	平成30年5月23日(水)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 申込みの方法は、本自己株式処分の割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
- 4 払込期日までに、本自己株式処分の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分は行われなないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社 I G ポート 管理部	東京都武蔵野市中町二丁目1番9号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 小金井支店	東京都小金井市本町五丁目13番3号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
282,217,600	6,351,000	275,866,600

(注) 1 払込金額の総額(発行価額の総額)、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本自己株式処分によるものであり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

2 発行諸費用の概算額は、有価証券届出書等の書類作成諸費用、みずほ証券株式会社へのアドバイザー手数料、割当予定先の調査費用等であり、発行諸費用の概算額には消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
連結子会社である株式会社プロダクション・アイジー(以下「P・I G社」という。)からの借入金の一部返済	275	平成30年5月

本自己株式処分は、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、割当予定先との連携強化による企業価値向上を目的としておりますが、上記差引手取概算額は、平成30年5月末までに全額をP・I G社からの借入金の一部返済に充当してまいります。当該借入金は、平成26年1月及び平成29年10月に各々株式給付信託(J-ESOP)及び子会社(株式会社リング・フランカ)設立費用のためにP・I G社より行った借入れであり、返済後の残高は125百万円となります。P・I G社は同社のIT化、制作基盤の構築、人材確保及びコンテンツへの投資に充当してまいります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

本自己株式処分と同時に、平成30年5月23日付けで、割当予定先である株式会社NTTぷらら(以下「NTTぷらら」という。)との提携強化のため、当社の代表取締役社長である石川光久は、NTTぷららとの間で、石川光久が保有する当社普通株式の一部である131,600株をNTTぷららへ市場外の相対取引により譲渡する旨の契約を締結予定であることから、以下のとおり当社株式の売出し(以下「本売出し」という。)が行われます。

なお、本売出しが実行された場合、NTTぷららが保有することとなる当社株式の数は、本自己株式処分により取得する120,400株と合計して252,000株(議決権数2,520個)となり、当社の発行済株式総数5,055,400株の4.98%(平成29年11月30日時点の総株主等の議決権数49,336個に本自己株式処分に係る議決権数1,204個を加算した議決権数50,540個に対する割合は4.99%、小数点以下第三位四捨五入。)にあたります。

(1) 本売出しの概要

売出株式の種類及び数	当社普通株式131,600株
売出価格	1株につき2,344円
売出価額の総額	308,470,400円
売出株式の所有者及び売出株式数	石川光久 131,600株
売出方法	石川光久による株式会社NTTぷららに対する当社普通株式の譲渡
申込期間	平成30年5月23日
受渡期日	平成30年5月23日(予定)
申込証拠金	該当事項はありません。
その他	上記各項については、金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出しております。

(注) 売出価格については、本自己株式処分の発行価格と同額になり、当事者間の協議において決定されております。

(2) 本売出しにより株式を取得する会社の概要

名称	株式会社 N T T ぷらら	
本店の所在地	東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号 サンシャイン60 24階	
代表者	代表取締役社長 板東 浩二	
資本金	12,321百万円	
事業の内容	電気通信事業	
設立年月日	平成 7 年12月18日	
当社との関係等	資本関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

第 3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a . 割当予定 先の概要	名称	株式会社 N T T ぷらら		
	本店の所在地	東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号 サンシャイン60 24階		
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 板東 浩二		
	資本金	12,321百万円		
	事業の内容	電気通信事業		
	主たる出資者及び出資比率	N T T コミュニケーションズ株式会社	62.06%	
		株式会社 N T T ドコモ	33.33%	
		ソニー株式会社	4.61%	
b . 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当社が保有している割 当予定先の株式の数	該当事項はありません。	
		割当予定先が保有して いる当社の株式の数	該当事項はありません。	
	人事関係	該当事項はありません。		
	資金関係	該当事項はありません。		
	技術又は取引等の関係	当社子会社は N T T ぷららと、スマートフォンアプリのコンテンツ 共同製作を行っております。		

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、平成30年3月31日現在におけるものです。

c . 割当予定先の選定理由

当社グループは、アニメーション等の映像制作事業、コミックを主とする出版事業、これらコンテンツに出資することにより収益分配等の権利を得る著作権事業を3つの柱としております。

平成24年6月に受注拡大と新たなコンテンツ創出を目的として株式会社ウィットスタジオを設立し「進撃の巨人」「甲鉄城のカバネリ」「魔法使いの嫁」等のアニメーションを制作、平成26年10月には株式会社シグナル・エムディ(以下「シグナル・エムディ」という。)を設立し「ひるね姫～知らないワタシの物語～」 「ATOM THE BEGINNING」等のアニメーションを制作してまいりました。平成29年11月には、拡大する電子媒体のニーズに答える事業展開を目的として株式会社リング・フランカを設立するなど、当該3社の新たな連結子会社により積極的に企業集団としての事業拡大と次世代の人材育成を図ってまいりました。

一方、N T T ぷららは、インターネットを利用するプロバイダ事業、I P 電話、映像サービスへと事業領域を拡大し、「ひかりTV」によるビデオ・オン・デマンド、音楽、ゲーム、電子書籍、ショッピング等、顧客志向のサービス展開で急成長を遂げ、TV、PC、スマートフォン等のマルチデバイスに対応する「スマートTV」へと進化を続けております。

予てより当社子会社シグナル・エムディとN T T ぷららは、P・I G 社が運営するスマートフォン用アニメ配信「タテアニメ」におけるコンテンツ「ルナたん～1万年のひみつ～」の共同製作等を行ってまいりました。

近年は、ブロードバンド通信の普及によりハイビジョン、4K、8Kと予想を上回るスピードで映像の高解像度化が進んでおり、スマートフォン、タブレット端末等のスマートデバイスの普及により視聴形態の多様化が進み電子コミックの市場も拡大しております。

技術の進歩、多様化するメディアとともに、映画、TV、イベント、ゲーム等において多彩なコンテンツが勃興する中、当社グループが視聴者の満足するコンテンツを提供していくため、写実性と絵画性の特徴を活かす技術の蓄積、IT化による業務の効率化、オリジナル作品を含む魅力あるコンテンツを生み出す人材の確保とコンテンツ投資のために財務体質を強化する必要があります。

以上の状況を踏まえ、当社はNTTぷららとスマートフォン用アニメ配信の共同事業の連携を強めるとともに、平成30年5月7日開催の当社取締役会において、NTTぷららと資本業務提携(以下「本資本業務提携」という。)を締結することを決議いたしました。本資本業務提携により新たな事業機会の創出に取り組み、当社グループの利益拡大を実現し、企業価値向上を目指してまいります。

また、本資本業務提携を迅速かつ確実に進めるため、自己株式を有効活用する観点から、第三者割当による自己株式処分が合理的であると判断いたしました。

なお、本資本業務提携を行うにあたり、NTTぷららは当社議決権の5.00%程度の株式の取得を目指しておりますが、本募集において取得できる議決権は2.38%であるため、残りについては、当社普通株式の新規発行による希薄化を回避する観点より、当社の代表取締役社長である石川光久が保有する当社普通株式の一部である131,600株の売出しにより対応する予定であります。

本資本業務提携の内容は以下のとおりであります。

(1) 業務提携の内容

当社とNTTぷららとの間で現時点において合意している業務提携の内容は、以下のとおりであります。詳細は今後両社で検討し決定してまいります。

スマートフォン用アニメ配信プラットフォームを活かし、共同で配信事業の拡大を図る
当社映像制作子会社との高画質、新映像技術を含むコンテンツの共同製作
共同コンテンツに向けた企画部門における社員の人材交流と会議体の開催

(2) 資本提携の内容

上記(1)業務提携の内容を確実に推進するとともにNTTぷららの持つ技術力を背景に中長期における協力体制を構築し、当社の企業集団としての企業価値向上を計るために以下の内容の資本提携を行うものであります。

当社は、本自己株式処分により、NTTぷららに当社普通株式120,400株(本自己株式処分後の議決権所有割合2.38%、発行済株式総数に対する所有割合2.38%。なお、平成29年11月30日現在の株主名簿を基準とした割合。)を割り当てます。

また、NTTぷららは連携強化を目的として、平成30年5月23日付で当社代表取締役社長である石川光久(個人)の保有株式131,600株を本売出しにより譲り受ける予定であるとのことです。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 120,400株

e. 株券等の保有方針

当社は、NTTぷららが、本自己株式処分及び本売出しにより取得する全ての当社株式を中長期的に保有する方針であることを口頭にて確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、払込期日から2年以内に本自己株式処分により取得する当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を締結する予定であります。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、NTTぷららが本自己株式処分に係る払込に必要かつ十分な資金を有していることを、平成30年3月31日時点の残高証明書の提示を受けることにより確認しております。

g. 割当予定先の実態

NTT からは、東京証券取引所に上場している NTT (日本電信電話株式会社) グループに属する会社であり、反社会的勢力とは一切関係がないものと判断しております。加えて、当社は株式会社トクチョー(代表取締役社長: 荒川一枝、住所: 東京都千代田区神田駿河台三丁目 2 番 1 号) の調査結果より割当予定先が暴力団等である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が意図して暴力団等と交流を持っている事実は一切無いものと判断しております。なお、当社は割当予定先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書を東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

発行価額の算定根拠及びその具体的内容

発行価額につきましては、本自己株式処分に係る当社取締役会決議日(平成30年5月7日)の直前1か月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値である2,547円(円未満切捨て)から8.00%ディスカウントした2,344円(円未満切上げ)といたしました。

当社が発行価額を決定するに当たり、上記取締役会決議日の直前1か月間の終値の単純平均値を基準とした理由は、当社は平成30年4月13日に平成30年5月期第3四半期決算短信を公表したため、決算短信公表日を含めた1か月間の終値の単純平均値という平準化された価格を基準とすることが、取締役会決議日の直前日である一時点の価格を基準とするよりも、一時的な株価変動の影響の特殊要因を排除でき、客観性が高いと判断したためであります。

また、当該払込金額は、東京証券取引所における当社普通株式の上記取締役会決議日の直前営業日の当社普通株式の終値である2,391円に対して1.97%のディスカウント、上記取締役会決議日の直前3か月間の終値平均3,042円(円未満切捨て)に対して22.95%のディスカウント、同6か月間の終値平均2,583円(円未満切捨て)に対して9.25%のディスカウントとなっております。これらの点も踏まえて、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)に準拠し、当該払込金額が適当でないと考えらるべき特段の事情も見当たらないことから、割当予定先との協議も踏まえ、合理的なものであると判断しております。

なお、上記取締役会に出席した全監査役3名(うち社外監査役2名)が、上記算定根拠による払込金額の決定は、当社株式の価値を表す客観的な市場価額を基準としており、特に有利な払込金額には該当しない旨の意見を表明しております。

発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分により割り当てる株式の数120,400株(議決権1,204個)の平成29年11月30日現在の当社発行済普通株式総数(自己株式を含む。)5,055,400株に対する割合は2.38%(平成29年11月30日現在の議決権総個数49,336個に対する割合は2.44%)に相当し、これにより一定の希薄化が生じます。

しかしながら、前述の本自己株式処分が当社グループの事業基盤強化につながり、当社グループの中長期的な企業価値向上により株主の皆様の利益に貢献できるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
石川光久	東京都港区	1,105,900	22.42	974,300	19.28
株式会社電通	東京都港区東新橋一丁目8番1号	498,000	10.09	498,000	9.85
日本テレビ放送網株式会社	東京都港区東新橋一丁目6番1号	498,000	10.09	498,000	9.85
株式会社NTTぷらら	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 サンシャイン60 24階			252,000	4.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	242,600	4.92	242,600	4.80
佐藤徹	埼玉県所沢市	180,700	3.66	180,700	3.58
石川みちる	東京都昭島市	151,500	3.07	151,500	3.00
丸谷和徳	東京都目黒区	150,000	3.04	150,000	2.97
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟	148,400	3.01	148,400	2.94
保坂嘉弘	東京都八王子市	132,600	2.69	132,600	2.62
計	-	3,107,700	62.99	3,228,100	63.87

(注) 1 平成29年11月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2 当社は、平成29年11月30日現在において自己株式120,442株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。処分後の自己株式は42株となります。

3 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成29年11月30日現在の議決権数49,336個に本自己株式処分により増加する議決権数1,204個を加えた50,540個を総議決権数とし、NTTぷららは、本自己株式処分及び本売出し後の議決権数である2,520個により算出しております。

4 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して表示しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第28期事業年度)および第29期第3四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成30年5月7日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成30年5月7日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第28期事業年度)の提出日(平成29年8月30日)以後、本有価証券届出書提出日(平成30年5月7日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(平成29年8月31日提出の臨時報告書)

1 提出理由

平成29年8月29日開催の当社第28回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日
平成29年8月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円 総額24,675,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年8月30日

第2号議案 取締役1名選任の件

郡司幹雄を取締役に選任するものであります。

第3号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役6名(うち社外取締役2名)及び監査役3名(うち社外監査役2名)に対し、当期の業績等を勘案して、総額2,620千円の役員賞与を支給するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	34,542	165	-	(注)1	可決(93.7%)
第2号議案 取締役1名選任の件 郡司 幹雄	33,778	929	-	(注)2	可決(91.6%)
第3号議案 役員賞与支給の件	33,749	958	-	(注)1	可決(91.5%)

(注)1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第28期)	自 至	平成28年 6月 1日 平成29年 5月31日	平成29年 8月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第29期第3 四半期)	自 至	平成29年12月 1日 平成30年 2月28日	平成30年 4月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 8月25日

株式会社 I G ポート

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松村浩司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森田健司

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 I G ポートの平成28年 6月1日から平成29年 5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 I G ポート及び連結子会社の平成29年 5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社 I G ポートの平成29年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社 I G ポートが平成29年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年 8月25日

株式会社 I G ポート

取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 村 浩 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 田 健 司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 I G ポートの平成28年6月1日から平成29年5月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 I G ポートの平成29年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年 4月12日

株式会社 I G ポート
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松村 浩司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 英俊 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 I G ポートの平成29年6月1日から平成30年5月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成29年12月1日から平成30年2月28日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成29年6月1日から平成30年2月28日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 I G ポート及び連結子会社の平成30年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。